平成31年第1回定例会　ともに生きる社会推進特別委員会

平成31年3月6日

佐々木(正)委員

まず、かながわ障がい者計画についてですが、拝見させていただきまして、この理念や策定の背景を考えますと、これは憲章の基本計画のように見えるのです。神奈川の憲章の基本計画というものは、策定のときにも厚生常任委員会で議論しましたけれども、この憲章の計画を策定していくには、議論を深めていかなければいけない。基本的には、国の計画、障害者基本計画に基づいて、このかながわ障がい者計画というのがあるのは分かるのですが、これを見ると、憲章の中身を具現化していくような計画になっているので、憲章の基本計画のように見えるのだけれども、位置付けとしてはどうなのですか。

何が言いたいかというと、共生社会ですから、憲章をつくったきっかけというのは、もちろん津久井やまゆり園事件だということは分かっているのですが、共生社会の実現に向けては、障がい者計画だけではないと思うのです。

先行会派の議論を聞いていると、なぜこの憲章の認知度が上がらないかというと、憲章の基本計画がないからではないかということも一瞬考えたりもしました。資料を見ると、後半は憲章を四つの項目に分けて中身を書いているのだと思います。それを８個の分野にして、これを落とし込んでいる。だから憲章の基本計画みたいに見えるのだけれども、それについて、県の考え方を伺いたいと思います。

障害福祉課長

委員からお話しいただきました中にもございましたけれども、この障がい者計画、障がい者基本法に基づきまして、国が定める障がい者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況を踏まえ、障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならないという規定に基づき、策定するものでございますので、文字どおり、その障害者の自立社会参加の支援のための総合的、計画的な推進のための計画という位置付けでございます。

今回の計画を策定するに当たりましては、津久井やまゆり園事件、それからそれを受けましたともに生きる社会かながわ憲章の策定、そういったことを強く意識しながら、これまでの障害者施策を更に充実強化していこうという考えの下で、施策を体系づけました。その方法として、県民により分かりやすくお示ししようということで、従来から行ってきた障害者に対する各種施策も含めて、この四つの柱に沿って、整備をお示しをしたということでございます。

佐々木(正)委員

基本計画にのっとっているのだけれども、かながわ憲章の四つの柱に沿って施策を位置付けたということですから、憲章の理念と、基本方針を具現化していくような位置付けなのではないですか。

障害福祉課長

今、委員からお話しありましたとおり、計画本文の基本理念、一人一人を大切にする、それから、基本方針として、ともに生きる社会の実現を目指す、これは従来の計画と変わりませんけれども、そういう理念の下に、障害者施策を

全般を推進していく。それを整理する際に、四つの柱に沿ってお示しをしているという構成になっています。
佐々木(正)委員
　なぜこの憲章がなかなか浸透していないか。これは、アンケートを見ても明らかだと思います。憲章の理念をしっかりと踏まえて、基本計画をつくっていくというのは、障害者計画とはまた別かとも思いますが、この障がい者計画を中心として、この理念も読んでいくという考え方でいいのですか。
障害福祉課長
　今回、四つの柱に沿いまして、各施策を定めている中で、４番の憲章の実現に向けた県民総ぐるみの取組ということで、その中で、憲章の普及啓発等という項目を設けまして、憲章の普及啓発の取組もここに位置付けてございます。
佐々木(正)委員
　資料の中に連携・協力の確保という項目があって、進行管理もＰＤＣＡサイクルを回していくといったことが書いてあります。そういうのを見ると、まるで憲章を補完している基本計画にどうしても見える。理念を推進していくための障がい者計画だということのようだけれども、もう一歩ほかの様々な計画についても、憲章の理念を踏まえていくわけです。教育分野においてもそうですし、スポーツでもそうですし、いろいろな理念を入れていくわけです。その根本となる憲章の基本計画というものも、今後議論していく余地があるのではないかと思っているのだけれども、つくりは別としても、県の考え方とか議論というのは、当局内部であったのかどうかお伺いします。
人権男女共同参画担当部長
　今、神奈川県では神奈川人権施策推進指針というものをよりどころにいたしまして、人権施策全般を推進しているところでございます。
　この中で、ともに生き、支え合う地域共生社会の実現を目指していくということについては、このかながわ憲章の理念とも一致しているところと考えています。
　私どもとしましては、この人権施策推進指針をよりどころといたしまして、まずは進めさせていただいているという認識でおります。
佐々木(正)委員
　障がい者基本計画も、今の指針の理念に基づいているという意味でいいですか。
人権男女共同参画担当部長
　人権施策推進指針そのものに、共生社会という定義付けはございません。共生社会、広く捉えれば、社会福祉でありますとか、障害福祉、子ども・子育て、貧困、あるいはバリアフリー、外国人など様々な裾野の広い概念だと認識をしております。施策という意味でいえば、これに関係のない県の施策事業はないということでございます。
　人権施策推進指針は、これらの県の施策を実施するに当たっての根本の人権について、指針を定めているという認識でいます。
佐々木(正)委員
　障がい者計画もそうだけれども、人権施策推進指針も憲章に入れていくべき

だと思うんだけれども、どうですか。
人権男女共同参画課長
　人権施策推進指針の改定に当たりましては、今お話しのように、ともに生きる社会かながわ憲章の理念を十分に踏まえていく必要があると考えております。一方で、ともに生きる社会かながわ憲章は、津久井やまゆり園事件を機に、県議会の皆様と県とで策定いたしました大変重要な意味を持つものと承知しているところでございます。そういったことも踏まえまして、改定をする際には、どういった整理ができるのか、議会をはじめ有識者等の御意見を伺いながら、検討していく必要があるのではないかと考えております。
佐々木(正)委員
　包括的な広い意味での人権施策推進指針ですから、津久井やまゆり園の事件があったからできた憲章とは捉え方が違うものだと理解はしているのですけれども、これは神奈川県が共生社会について考える柱であって、障害者だけの話ではないと、私は思っています。
　ただ、余り広義にしてしまうと、多文化共生とかまでいってしまうと思いますが、その憲章の理念、捉え方としては、県としてはどのように思っているのか。どこまで共生社会として捉えているのか、お伺いします。
共生社会推進担当部長
　憲章ということにつきましては、やはりこの憲章というのは、津久井やまゆり園において大変痛ましい事件が起こり、そして、その事件を起こした犯人の間違った考え方が報道され、そうしたものに同調するようなＳＮＳ上の投稿が見られ、障害当事者の方、御家族の方、支援者の方、そして社会の多くの方が衝撃、不安を受けた中、障害者に対する偏見、差別を許さない、ともに生きる社会を実現する、これを目指した頑固とした決意を示した軸として外せないものだと思っております。
　こうしたことから、今回、障がい者計画の中では、先ほど答弁がありましたとおり、憲章の四つの柱に沿って、障害者施策を憲章の理念の下に展開していくことを示したものだと考えております。
　一方、憲章に示された考え方というのは、他の様々な施策分野、ともに生きるということで当てはまる概念だと思っておりまして、そうしたそれぞれの計画、施策体系におきましても、その趣旨というのは反映されていくことが適切であろうと考えているところでございます。
佐々木(正)委員
　まず早く、広義の意味で人権指針に憲章の理念を盛り込む改定をすべきだと思うのです。
　国の様々な動きから見ると、共生社会については、地域共生社会の実現に向けて、いろいろなものを各省が出しています。あるいは、教育でも様々、文科省も共生社会ということで、いろいろな考え方を出している。それから、全国知事会でも共生社会というのは、幅広な税財源の話から国土の強靭化まで含めた共生社会ということで出しているのですが、整理できていないような感じがします。神奈川県は、やはり憲章を先駆けてつくりましたが、検証をつくった意味というのは、日本で神奈川県が先行して共生社会をやっていく。しかも、

その分野で障害者支援というものを中心として、考え方としてやっていく。そういう中でつくった憲章であるわけですから、それをしっかりと広めていくためには、どのようにしていったらいいか考えたら、やはり人権指針にしっかりと盛り込んでいく。国の動向を待つのではなく、神奈川独自で指針に入れていく。全力でそれに取り組む。その上で、この障がい者計画、あるいは様々な神奈川県のこれから改定していくであろう計画についても盛り込んでいくということが、体系的に必要かと思うのですけれども、いかがでしょうか。

人権男女共同参画課長

委員のお話のように、改定に当たりましては、ともに生きる社会かながわ憲章の理念が大変重要になってくると思いますので、それを十分に踏まえた作業が必要になってくるかと思います。

ただ、今現時点でのどのような形で踏まえていくべきか、その辺の議論は、これからいろいろと御意見を頂戴しながら進めてまいりたいと考えております。

佐々木(正)委員

憲章がつくられてから時間がたってますが、この人権指針を改定する憲章の理念を入れてやるという議論は今まで全くしていなかったということですか。

人権男女共同参画課長

改定につきましては、正直申し上げまして平成25年からここまで、具体的に現在検討をしていたということがございませんので、そういう意味では、議論が足りなかったかとは思います。

人権男女共同参画担当部長

今の人権指針の中にも、委員の御案内のとおり、それぞれのカテゴリーに応じていろいろ位置付けをしております。子供、高齢者、障害者についても位置付けはしているところでございます。

一方で、このかながわ憲章につきましては、津久井やまゆり園事件を経まして、強烈なメッセージ性を持って県、それと県議会の皆様と一緒に策定させていただいたものでございます。そうしたことから、すぐに改定というところに、この指針の中に盛り込むといったようなところまでは、検討していないというのが正直なところです。

佐々木(正)委員

これから憲章については、議会と県で共につくってきたわけでありますので、この指針についても、神奈川県としても議論を早急に始めるべきだと思うのですけれども、いかがですか。

人権男女共同参画課長

改定に向けましては、これから有識者の御意見を伺いながら、改定を視野に入れて検討してまいりたいと考えております。

佐々木(正)委員

改定という言葉が先に来ていて、理念を盛り込むということが一番大事ではないのですか。改定ありきの話をしているわけではなく、必要だから改定するわけです。改定するから、それを盛り込むのではないわけですよね。

何か改定することがいけないみたいに聞こえるのだけれども、改定というのは必要だからやるのではないのですか。

人権男女共同参画担当部長
　知事から、今定例会において、人権指針の改定も視野に入れて検討していくというスタンスが示されてございます。私ども、これを改定するということに至った場合には、正にこの理念をしっかりとこの人権指針の中でどう生かせるか、表現の仕方もいろいろあろうかと思います。そこも含めて、しっかりと議論をして、指針の改定については、今後改定作業の中で議論していきたいと考えてございます。
佐々木(正)委員
　計画の中身を見ていると、確かに共生社会と、憲章の理念を網羅して、これを施策として落とし込んで頑張っていこうというのは見えるわけです。これは、すばらしいものができているとは思うのですが、その人権指針みたいなものに盛り込んでいきながら、連携していくというには、部局横断的にもっと全体的な盛り上がりがないと、ああいう数字で憲章の理念が県民になかなか浸透していないということなので、そういう意味からすると、人権指針に盛り込んでいくということが、先ほど先行会派の皆様からもあったように、この憲章の理念を幅広く県民に浸透させていくために大事なのではないかなということを、私は申し上げたいわけです。
　連携という中で、例えば今日はがん・疾病対策課も来ているけれども、例えばがん克服条例というのは、神奈川県のがん推進計画の基になっているのですよね。
がん・疾病対策課副課長
　はい、そのとおりでございます。
佐々木(正)委員
　それから、憲章にも基本計画みたいなものが将来あってもいいのかもしれない。しかし、様々な個別の計画があるのだから、人権指針から考えると、まず概念みたいなもの、そして、それを包括する上位法みたいなものから具体的にやっていくために、障がい者計画だけではなく、全てのところでこの憲章の理念を訴えていくべきだと思うわけです。
　そのイニシアチブをとるのが、この障がい者計画をつくったところであり、人権指針を所管している部局ではないかと思うので、最後に決意をお伺いしたいと思います。
福祉部長
　先ほど、共生社会の言葉のお話がありましたけれども、これは、非常に幅広いお話でございます。先ほど委員からお話があったとおり、これは全ての人に関係するものです。
　全ての人に人権があり、それを根底で支えるものが、人権指針かと思っております。そういう中で、本県では大変痛ましい事件が、平成28年7月に発生いたしました。それを乗り越えて、ともに生きる社会をつくっていくという中で、議会の皆様とともに、ともに生きる社会かながわ憲章をつくらせていただいた。これの目指すべき方向と、今回御提案している障がい者計画というのは、これは基本的な方針、ともに生きる社会かながわは障害者という分野のともに生きるというものを進めていくという強烈なメッセージと方向性を示すものです。

障がい者計画については、具体的にどのような形で、どの分野で、どういう施策が必要なのかというのを５年間の計画として定めたものです。ただ、これを先ほどの共生社会の全体の考えに当てはめていくと、どれにも共通するお話だと思います。

我々の障がい者計画だとか、憲章を普及する上でも、共通する中で、ともに生きる共生社会というのをほかの計画でもメッセージとして入れていくというのは、大変重要なのかと考えております。

今後そういう形を様々な計画、これまで改定してきた計画にもこの憲章の共生社会というものを盛り込みながら進めて、その理念を入れて進めてきておりますが、今後も我々福祉部局だけでなく、県庁全体でどのような形で進めていくかというのは、しっかりと考えていきたいと思います。

佐々木(正)委員

引き続きしっかりと取り組んでいただければと思います。